

平成 21 年度 事業原簿 (ファクトシート)

平成 21 年	4 月	1 日作成
平成 22 年	5 月	現在

制度・施策名称	省エネ設備・機器の導入支援				
事業名称	エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業	コード番号：P05014			
推進部署	エネルギー対策推進部				
事業概要	民生部門における更なる省エネルギー推進策として、エネルギー供給事業者が消費者にエネルギーを供給している事業者にしか持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体等と連携することにより、地域において計画的、効果的に住宅・建築物への省エネルギーを推進する事業に対して補助する。				
	①『エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業』 エネルギー供給事業者が主導して地方公共団体等とともに策定した「エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入計画」に基づき実施する設備導入への補助事業である。 ②補助率：補助対象経費の 1 / 2 以内				
	①『エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業』 「エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業」に関して実施する広報活動への補助事業である。 ②補助率：定額				
	平成 21 年度は新規事業の公募は実施せず、平成 20 年度に 2 年間にわたる複数年度事業で申請のあった導入事業 (1 件) のみを実施する。				
	事業期間：平成 17 年度 ～ 21 年度 [百万円]				
事業規模		H17～20 年度 (実績総額)	H21 年度 (実績)	H22 年度 (予定)	合計
	予算額	4,923	193	—	5,116
	執行額	5,509	192	—	5,701
	・ H17～H20 年度の予算額と執行額の差額は、予算等繰り越しによるもの。				
1. 事業の必要性					
<p>現在、我が国のエネルギー消費量の約 3 割を占める民生部門 (家庭・業務用) のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、2008 年度のエネルギー消費量は原油換算で約 1 億 1236 万 kl となっている。(1970 年度比で約 3.2 倍、1990 年度比で約 1.34 倍)</p> <p>そのため、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっている。</p> <p>これを解決するために、住宅・建築物に対する省エネルギー意識を高揚させるとともに、住宅・建築物における先導的な省エネルギー設備の普及を促進させることが重要である。</p> <p>本事業は上記を実現するため、民生部門における更なる省エネルギー推進策として、エネルギー供給事業者が、消費者に直接エネルギーを供給している事業者にしか持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体と連携することにより、地域における省エネルギーを計画的・効果的に推進することから、その社会的意義は大である。</p>					

<b>2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応</b>
<p>①事業の目標          京都議定書の目標達成計画に基づく2010年を目標とした我が国の民生部門の省エネルギー対策のうち、建築物における省エネ性能の向上に対して、平成21年度の「建築物に係るもの」で約1,070kl/年の省エネルギー導入普及事業を実施するとともに、設備導入により得られたエネルギー効果・費用対効果等の情報を広く一般に公表し、民生部門における省エネルギーの推進を促進していくことにより、政府の目標達成に貢献する。</p>
<p>②指 標          採択件数、採択金額、省エネ効果（原油:k1、CO2 : tCO2、%）、費用対効果（万円/k1）等</p>
<p>③達成時期          平成21年度</p>
<p>④情勢変化への対応          本事業は平成21年度で終了するため、平成21年度は新規事業の公募は実施せず、平成20年度に2年間にわたる複数年度事業で申請のあった導入事業のみを実施した。</p>
<b>3. 評価に関する事項</b>
<p>① 評価時期          毎年度評価：平成22年5月</p>
<p>②評価方法          毎年度評価：採択実績等を踏まえた内部評価を実施</p>

[添付資料]

- (1) 平成21年度概算要求に係る事前評価書（経済産業省策定）（略）
- (2) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱（略）
- (3) 平成21年度実施方針（略）
- (4) 平成21年度事業評価書

## 平成 21 年度 事業評価書

	作成日	平成 22 年 7 月 26 日
制度・施策名称	省エネ設備・機器の導入支援	
事業名称	エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業	コード番号：P05014
担当推進部	エネルギー対策推進部	
<b>0. 事業実施内容</b>		
<p>民生部門における更なる省エネルギー推進策として、エネルギー供給事業者が消費者にエネルギーを供給している事業者にはしか持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体等と連携することにより、地域において計画的、効果的に住宅・建築物への省エネルギーを推進する事業に対して補助した。</p> <p>本事業は平成 21 年度で終了するため、平成 21 年度は新規事業の公募は実施せず、平成 20 年度に 2 年間にわたる複数年度事業で申請のあった導入事業のみを実施した。</p>		
<b>1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）</b>		
<p>現在、我が国のエネルギー消費量の約 3 割を占める民生部門（家庭・業務用）のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、2008 年度のエネルギー消費量は原油換算で約 1 億 1236 万 k1 となっている。（1970 年度比で約 3.2 倍、1990 年度比で約 1.34 倍）</p> <p>そのため、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっている。</p> <p>これを解決するために、住宅・建築物に対する省エネルギー意識を高揚させるとともに、住宅・建築物における先導的な省エネルギー設備の普及を促進させることが重要である。</p> <p>本事業は上記を実現するため、民生部門における更なる省エネルギー推進策として、エネルギー供給事業者が、消費者に直接エネルギーを供給している事業者にはしか持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体と連携することにより、地域における省エネルギーを計画的・効果的に推進することができることから、その社会的意義は大である。</p>		
<b>2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）</b>		
<p>① 手段の適正性</p> <p>「建築物に係るもの」の交付要件は、<u>2 以上の建築物に導入し、1 建築物あたり原則として削減量で 100k1 程度/年以上（原油換算）かつ削減率で 10%程度/年以上</u>であることを求めており、「住宅に係るもの」は、省エネルギーシステムを導入する住宅を <u>50 戸以上</u> に対して補助をおこなう事業を求めており、一定地域内で効果的な省エネルギーを図る補助制度としている。</p> <p>更にいずれも波及効果の最大化を図る観点から広報等事業を必須としている。</p> <p>採択に当たっては、審査委員会での省エネ量・率、費用対効果、広報の内容等による審査を経て採択者を決定した。</p>		

② 効果とコストとの関係に関する分析

費用対効果は「建築物に係るもの」及び「住宅に係るもの」とともに、本事業が始まった平成17年度に比べ大幅な改善が図られてきている。これは省エネルギー技術の進歩による導入設備の効率アップに加えて、省エネルギー機器の普及による価格の低減が要因になっていると考えられる。

	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度
	建築	住宅	建築	住宅	建築	住宅	建築	住宅	建築
採択件数 (件)	6	8	8	27	9	64	7	62	1
導入事業費 (万円)	68,119	31,436	48,593	137,995	88,164	115,213	31,474	-	18,379
広報事業費 (万円)	1,039	726	1,763	3,441	1,805	5,672	728	3,439	-
省エネ量 (k1)	1,730	230	2,337	1,083	6,582	971	1,907	-	1,007
CO2削減量 (tCO2/年)	4,512	600	6,095	2,825	17,167	2,533	4,974	-	2,626
費用対効果 (万円/k1/年)	39	137	21	127	13	119	17	-	18

・省エネ量とCO2削減量は導入事業によるものである。

・費用対効果は（導入事業費/省エネ量）で計算したものである。（広報事業費は含まない。）

### 3. 有効性

#### ① 省エネ効果

平成21年度は、平成20年度に2年度事業で申請のあった導入事業（1件）を採択し、原油換算で1,007k1/年（CO2換算で2,626tCO2/年）の省エネ効果があった。

また、平成17年度から平成21年度までの期間累計で原油換算で14,411k1相当（CO2換算で37,586tCO2相当）の省エネ効果となっており、民生部門における省エネルギーの推進に貢献した。

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	累計
原油換算削減量 (k1/年)	1,934	3,161	7,439	1,877	1,007	14,411
CO2換算削減量 (tCO2/年)	5,044	8,245	19,402	4,896	2,626	37,586

※原油換算削減量、CO2換算削減量ともに申請ベースの数字

#### ② 住宅への省エネ設備導入の普及

平成19年度まで実施していた「住宅に係るもの」の設備導入事業では、戸建住宅及び集合住宅へのエコキュート、エコジョーズ、エコウィル等の導入推進を実施し、3年間累計で10,128台を普及した。

一方、日本全体の普及台数は、エコキュートで約153万台（平成20年10月末現在）、エコジョーズで約103万台（平成20年11月末現在）となっており、これら全国での普及に一定の呼び水効果があったと考える。

	H17年度	H18年度	H19年度	累計
申請事業者数	8	19	39	66
設備導入台数	1,154	4,960	4,014	10,128

#### ③ 広報等事業による普及啓発

平成20年度まで実施していた広報等事業では、自治体とエネルギー供給事業者が連携し、地域住民へ広報紙や環境展、講演会、ポスター、パネル、ウェブサイト等を通じて事業の紹介や設備導入設備による省エネ効果等をPRし、地域での省エネ意識の向上に寄与した。

### 4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

特になし

### 5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし

## 6. 総合評価

### ①総括

本事業はエネルギー供給事業者しか持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体と連携し、地域における省エネルギーを計画的・効果的に推進してくものである。

費用対効果の観点では、平成17年度の事業開始時に比べ「建築物に係るもの」、「住宅に係るもの」ともに大幅な改善が図られてきており、効率的に事業が執行されているものと思慮する。

有効性の観点では、平成17年度から21年度までの期間累計では、補助を行った設備導入事業における省エネ効果は原油換算で14,411kl相当（CO2換算で37,586tCO2相当）となっており、設備導入事業による省エネ効果等のPRを行った広報等事業と併せて、民生部門における省エネルギーの推進に貢献した。

また、平成19年度まで実施していた「住宅に係るもの」の設備導入事業におけるエコキュート、エコジョーズ等の導入台数は3年間累計で10,128台となっており、日本全国での普及（エコキュート：約153万台（平成20年10月末現在）、エコジョーズ：約103万台（平成20年11月末現在））に一定の呼び水効果があったと考える。

### ②今後の展開

本事業は、上記の通り、我が民生部門の省エネルギーの推進に一定の貢献を行ったと考えられるため、平成21年度で終了する。